

## 第83号議案

## 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

## 1 改正の内容

平成30年5月1日を基準日とする学校基本調査の結果、県立学校及び市町村立学校の生徒収容定員、児童生徒数及び学級数が確定したため、大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例第3条第1項各号の職員の定数を次のように改正する。

	第1号(県立学校職員)	第2号(市町村立学校県費負担教職員)
改正後	3,528人	7,087人
改正前	3,573人	7,154人
増減	△45人	△67人

## 2 増減の内訳

## (1) 県立学校関係

	高等学校	特別支援学校	中学校	計
改正後	2,374人	1,127人	27人	3,528人
改正前	2,425人	1,121人	27人	3,573人
増減	△51人	6人	0人	△45人

## (2) 市町村立学校関係

	小学校	中学校	計
改正後	4,496人	2,591人	7,087人
改正前	4,542人	2,612人	7,154人
増減	△46人	△21人	△67人

## 【参考】収容定員数及び児童・生徒数の前年度比較

## (1) 県立学校関係

	高等学校※	特別支援学校	中学校	計
H30	24,200人	1,346人	359人	1,705人
H29	24,720人	1,343人	359人	1,702人
増減	△520人	3人	0人	3人

※高等学校は収容定員を記載している。

## (2) 市町村立学校

	小学校	中学校	計
H30	59,024人	28,114人	87,138人
H29	59,187人	28,684人	87,871人
増減	△163人	△570人	△733人

○大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県条例第二十一号） 新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（定数）</p> <p>第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 県立学校職員 三、五二八人</p> <p>二 市町村立学校県費負担教職員 七、〇八七人</p> <p>2（略）</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（定数）</p> <p>第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 県立学校職員 三、五七三人</p> <p>二 市町村立学校県費負担教職員 七、一五四人</p> <p>2（略）</p>

## 大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

### 1 議案の概要

県民の体育及びスポーツの振興を図るため、武道競技はじめとする屋内スポーツの中核施設として、大分県立武道スポーツセンターの設置等をするので、大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例

条 項	新	旧
題 名	<u>大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例</u>	大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例
第1条	大分県立スポーツ施設「以下「 <u>スポーツ施設</u> 」という。）を設置する。	大分県営体育施設「以下「 <u>体育施設</u> 」という。）を設置する。
第2条	名称 <u>大分県立武道スポーツセンター</u> 大分県立総合体育館 大分県立庄内屋内競技場	名称 (新設) 大分県立総合体育館 大分県立庄内屋内競技場
第13条	使用料 <u>武道スポーツセンター及び総合体育館</u> の利用者は、大分県使用料及び手数料 条例に定めるところにより、使用料を 納めなければならない。	使用料 総合体育館の利用者は、大分県使用料及 び手数料条例に定めるところにより、使 用料を納めなければならない。
第2条 第4条～ 第9条 第12条	「 <u>体育施設</u> 」を「 <u>スポーツ施設</u> 」に改める。	

#### (2) 議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例

条 項	新	旧
第3条	議会の議決に付すべき公の施設の廃止 三 <u>スポーツ施設</u>	議会の議決に付すべき公の施設の廃止 三 <u>体育施設</u>

#### (3) 青少年の健全な育成に関する条例

条 項	新	旧
第12条	施策の基本等 三 青少年の活動の場としての文化施 設、 <u>スポーツ施設</u> その他の施設の整 備	施策の基本等 三 青少年の活動の場としての文化施 設、 <u>体育施設</u> その他の施設の整備

#### (4) 大分県使用料及び手数料条例に大分県立武道スポーツセンターの使用料を加える。

### 3 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

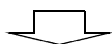
ただし、以下の規定は公布の日から施行する。

- ・「体育施設」を「スポーツ施設」に改正する規定
- ・指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為
- ・利用の許可に関し必要な行為

## 大分県立武道スポーツセンター使用料について

### 1 施設整備に当たっての4つの基本理念

- |                                  |
|----------------------------------|
| ①大規模大会も開催可能な武道競技をはじめとした屋内スポーツの拠点 |
| ②トップリーグ公式戦や各国代表の合宿開催によるスポーツ観光の拠点 |
| ③県民の誰もが気軽に利用できる施設                |
| ④大規模災害に備えた広域防災拠点の中核施設            |



### 2 基本理念に合致する使用料

- |                             |
|-----------------------------|
| ①県民が利用しやすい安価でわかり易い料金設定      |
| ②大規模大会やトップリーグ公式戦を誘致しやすい料金設定 |

### 3 総合体育館との比較

		武道スポーツセンター		総合体育館	
多目的 競技場	スポーツに使用 する場合	1時間	3,650円 (3,240㎡) (1.13円/㎡)	1時間	2,450円 (1,680㎡) (1.46円/㎡)
	※総合体 育館は大 体育室	1時間	10,900円 (3,240㎡) (3.36円/㎡)	1時間	9,750円 (1,680㎡) (5.80円/㎡)
武道場	スポーツに使用 する場合	1時間	870円 (806㎡) (1.08円/㎡)	1時間	780円 (552㎡) (1.41円/㎡)
	その他に使用す る場合	1時間	2,600円 (806㎡) (3.23円/㎡)	1時間	3,150円 (552㎡) (5.71円/㎡)



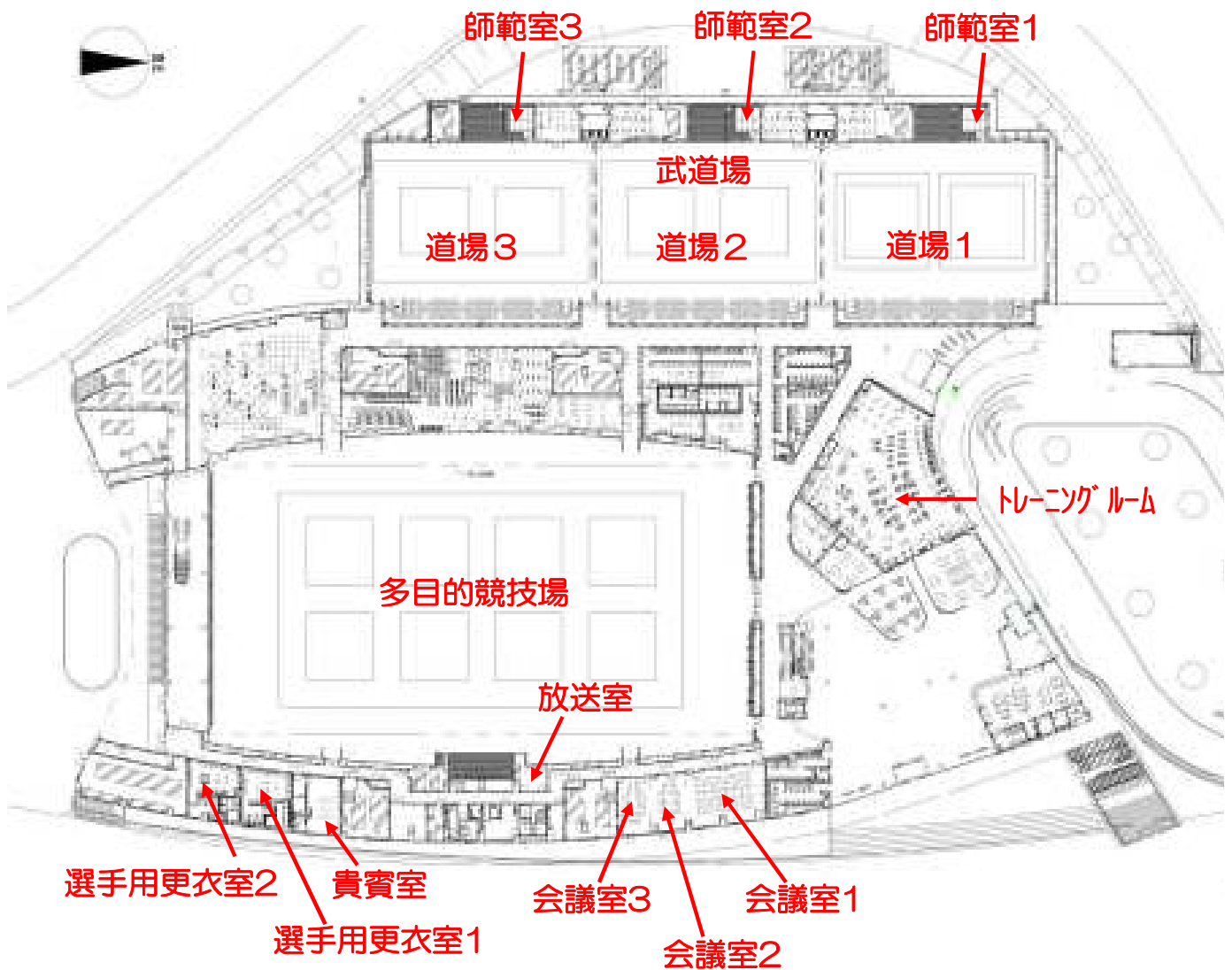
面積は2倍、使用料は抑え目（㎡単価は安い）

### 4 総合体育館からの変更ポイント

- ・高校生以下と障がい者の使用料にかかる減免（1/2）制度を導入
- ・利用時間区分を「1時間」（従来は午前、午後）で統一
- ・利用者区分を「アマチュアスポーツとその他」から「スポーツ利用とその他」にした（プロスポーツの誘致、見るスポーツの推進）。
- ・全館使用の場合の料金を新たに設定

## 大分県立武道スポーツセンター 1F平面図

住所：大分市大字横尾1351  
構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造、木造  
階数：地上3階、地下1階  
規模：16,071.26㎡（延べ面積）



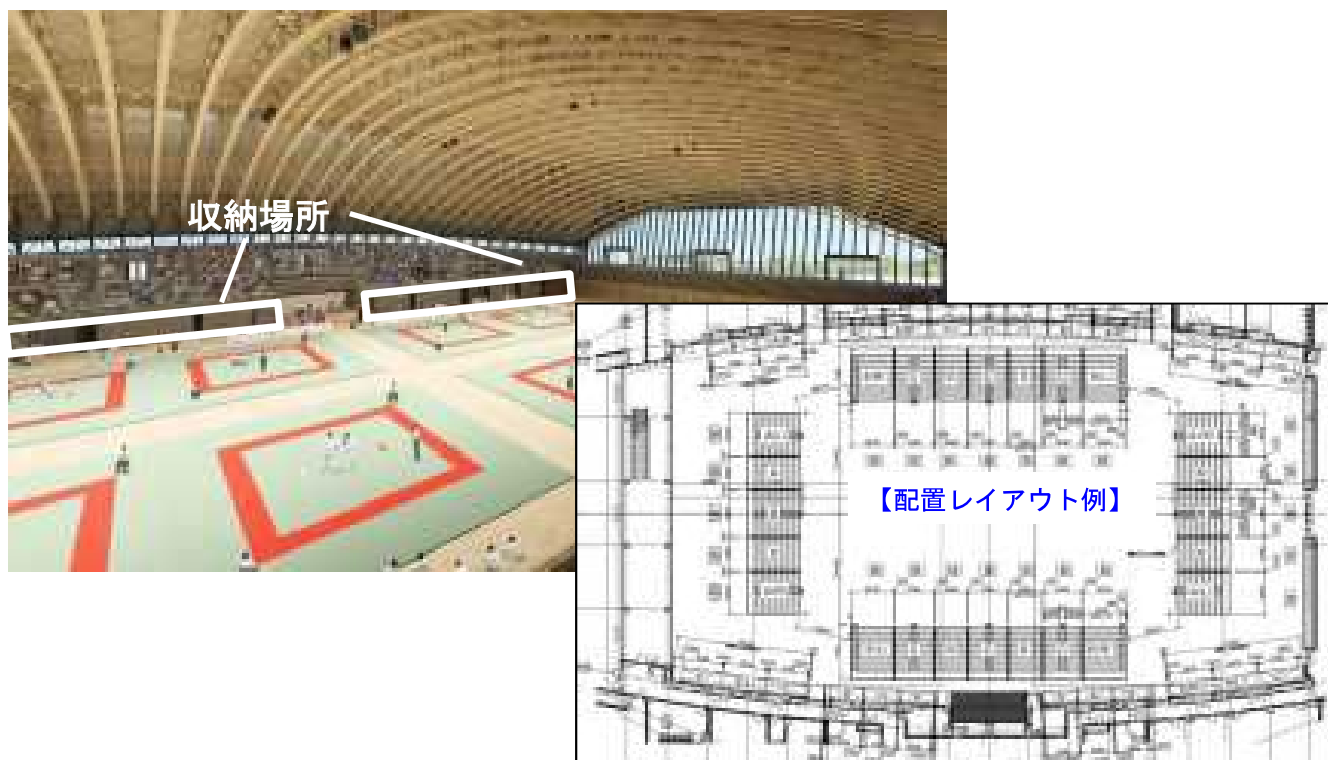
## 県立屋内スポーツ施設 手動式移動観覧席

### 1 手動式移動観覧席の概要

- (1) 総席数：2,016席(24台)
- (2) 段数：8段
- (3) その他：収納場所である多目的競技場の競技フロアの壁面からリフター台車（リフトアップ）により配置する。

### 2 入札結果

- (1) 取得予定金額：220,860,000円（税抜：204,500,000円）
- (2) 契約相手：株式会社 エコプラン（大分市大字下郡3659番地の25）
- (3) 落札率：98.48%
- (4) 契約方法：一般競争入札
- (5) 納期：平成31年5月17日



### 3 手動式移動観覧席のイメージ（他県）



【写真：高崎アリーナ】  
 手動式移動観覧席：1,022席（14台）  
 （固定席：3,021席）

## 平成29年度大分県一般会計補正予算(第10号)について

## 平成29年度教育委員会関係超過勤務手当の状況

(単位:千円)

費 目	既決予算額(A)	所要額(B)	補正額(B)-(A)
事務局費	110,474	105,142	△ 5,332
小学校費	41,304	29,356	△ 11,948
中学校費	55,765	35,708	△ 20,057
高等学校総務費	42,808	30,862	△ 11,946
実習船運営費	245	97	△ 148
盲ろう学校費	1,901	1,407	△ 494
支援学校費	13,361	11,280	△ 2,081
合 計	265,858	213,852	△ 52,006

## 平成29年度大分県一般会計補正予算(第10号)について

## 平成29年度教育委員会関係退職手当の状況

(単位:人、千円)

費 目	区分	既決予算額(A)		所要額(B)		補正額(B)－(A)	
		人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
事 務 局 費	定 年	3	70,803	3	74,591	0	3,788
	早 期	1	21,015	1	18,708	0	△ 2,307
	自己都合	1	12,953	1	6,913	0	△ 6,040
	計	5	104,771	5	100,212	0	△ 4,559
小 学 校 費	定 年	131	3,016,145	131	3,002,207	0	△ 13,938
	早 期	71	1,609,679	70	1,579,746	△ 1	△ 29,933
	自己都合	15	243,067	13	72,703	△ 2	△ 170,364
	計	217	4,868,891	214	4,654,656	△ 3	△ 214,235
中 学 校 費	定 年	85	1,967,194	85	1,969,485	0	2,291
	早 期	20	440,942	20	443,388	0	2,446
	自己都合	10	113,118	2	21,010	△ 8	△ 92,108
	計	115	2,521,254	107	2,433,883	△ 8	△ 87,371
高等学校総務費	定 年	62	1,398,829	62	1,352,166	0	△ 46,663
	早 期	13	270,650	13	256,433	0	△ 14,217
	自己都合	14	182,690	14	159,616	0	△ 23,074
	計	89	1,852,169	89	1,768,215	0	△ 83,954
盲ろう学校費	定 年	0	0	0	0	0	0
	早 期	1	18,720	1	25,069	0	6,349
	自己都合	2	26,224	0	0	△ 2	△ 26,224
	計	3	44,944	1	25,069	△ 2	△ 19,875
支 援 学 校 費	定 年	17	409,336	17	400,416	0	△ 8,920
	早 期	5	112,365	5	104,300	0	△ 8,065
	自己都合	13	191,336	6	45,832	△ 7	△ 145,504
	計	35	713,037	28	550,548	△ 7	△ 162,489
合 計	定 年	298	6,862,307	298	6,798,865	0	△ 63,442
	早 期	111	2,473,371	110	2,427,644	△ 1	△ 45,727
	自己都合	55	769,388	36	306,074	△ 19	△ 463,314
	計	464	10,105,066	444	9,532,583	△ 20	△ 572,483